

第五條 無料を原則とする病院、浴場、托児所、宿泊所、公衆會堂等社会的諸施設の公營、
 第六條 無産階級の集團的行動を抑壓する府縣令の撤廃、

規 約 大正十五年二月廿五日第三回^{大会}に於て改正

第一章 名称及目的
 第一條 本党を民憲党と稱し党の綱領宣言決議を貫徹するを以て目的とす、

第二章 組織及本部
 第二條 党は一般無産者^{無産者}を以て組織し本部を八幡市に置く
 第三章 機関

第三條 大会は党の最高決議機関にして大会代議員及び執行委員を以て組織し左の決議、委員及役員選挙報告をなすものとす、
 一 執行委員会の報告、 一 執行委員会の提出議案、 一 代議員二名以上の賛成を以て代議提出議案、 一 中央委員及執行委員長の選挙、

第四條 大会を召集するときは執行委員会より召集期日の二週間前日時に場所、議事要項其他を党員に通告するを要す、

第五條 党員の三分の一以上の請求ありるときは執行委員会は臨時大会を召集するものとす、

第六條 大会の議長副議長は大会に於て選挙す、
 第七條 大会代議員は各地方部より、党員五十名以下一名、五十一名以上二百名以下二百一名以上五百以下三名、五百一名以上一千名以上五名、一千一名以上二千名以下八名、二千一名以上十名、

第八條 大会の代議員三分の二以上出席するに非ざれば会議を開く事を得ず、但し同一目的を以て重なる召集したる場合は出席人員の制限に依りて会議を開く事を得、

第九條 大会の議事は出席代議員の過半数を以て決す、可否同数なるときは議長が決する所による、

第十條 大会は中央委員及び執行委員長を選挙するものとす、

第四章 中央委員会